

第194回埼玉県都市計画審議会

平成17年10月20日午後1時30分開会

場所 浦和東武ホテル 3階飛鳥東の間

○事務局 お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただ今より第194回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお配りをいたしました「配付資料の一覧表」、「議案概要一覧表」、「議案書」、冊子でございます。「委員名簿」、それから「資料」、右肩に資料と書いてあるもの、それから参考資料の1、参考資料の2、これが事前にお配りしてあるものでございます。それから、本日お配りをいたしましたA4の「次第」、それから「座席表」、それとA3を折り畳んだ「説明資料」というものがございます。

以上でございます。不足がございましたら、係の者にお申し出をいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 また、本会議は原則公開としておりますので、意見書の写しでございます参考資料の個人情報に関する部分につきましては黒塗りとさせていただきます。

それでは、ここで新たに御就任をいただきました委員の皆様を御紹介申し上げます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定しております学識経験者の委員として御就任をいただきました、大東文化大学教授の土井幸平様でございます。

○土井委員 土井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく埼玉大学教授の久保田尚様でございます。

○久保田委員 久保田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく埼玉大学助教授の田中恭子様でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 なお、細野壽雄様、大久保秀子様、並木源榮様、松原彰子様におかれましては、引き続き学識経験者の委員として御就任をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、同条例第2条第1項第2号に規定しております関係行政機関の委員として御就任をいただきました関東運輸局長の大藪譲治様でございます。

○大藪委員（代理人） 大藪の代理の狩野と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく関東地方整備局長の門松武様でございます。

○門松委員（代理人） 門松の代理の後藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、同条例第3条第1項に規定しております臨時委員として御就任をいただきました警察本部長の加地正人様でございます。

○加地臨時委員（代理人） 本日は代理で出席させていただいております小坂橋でございます。よろしくお願いたします。

○事務局 なお、これまで委員に御就任をいただいております関東財務局長様におかれましては、特に関連の深い国有財産に関連する都市計画の決定及び変更に係る事項の審議に臨時委員として御参画いただくことになっております。

また、生産緑地の決定及び変更に係る臨時委員として御参画をいただいております埼玉県農業協同組合中央会会長様におかれましては、今後審議案件が予定されないことから、御退任をいただいたところでございます。

ここで委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。ただいま16名の委員の方に御出席をいただいております。従いまして、審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより当審議会の新たな会長の選出に入りたいと存じます。

会長は、審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の方々の中から選出することになっております。規則によりましてその任期は2年となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、会長の選出につきまして、事務局の都市計画課長より説明いたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の奥沢でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

会長の選出をお願いするわけですが、これまでの方法ですと事務局から臨時議長を指名させていただきまして、臨時議長のもとで会長の選出をお願いしております。今回も同様の形でお願いをしたいと考えておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○幹事（都市計画課長） ありがとうございます。

それでは、事務局から臨時議長を指名させていただきます。

学識委員の中で豊富な経験と実績をお持ちの細野壽雄様に臨時議長をお願いしたいと存じます。

細野様、どうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局 それでは、細野委員さん、正面の議長席の方に移動していただきまして、今後の議事の進行をお願いいたします。

○臨時議長（細野） 改めましてこんにちは。ただいま臨時議長という形で御指名をいただいた細野でございます。しばらくの間、進行役という形でございますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げたいと存じます。恐縮でございますが、座らせて議事を進めさせていただくことを御了承賜りたいと存じます。

それでは、ただいま司会の方からもございましたような形でございます。埼玉県都市計画審議会の会長の選出を行いたいと存じます。

会長の選出につきましては、先ほど事務局の方から御説明のありましたとおり埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から委員の選挙によって選任するというようになっております。選挙の方法につきましては、投票による方法あるいは指名推薦による方法がありますが、前例ですと大体指名推薦という方法をとらせていただいたようでございます。そういった意味で、もし差し支えがなければ指名推薦という形をとらせていただきたいと存じますが、皆様方よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（細野） ありがとうございます。

それでは、ただいまの形でございまして、私の方から改めて指名をさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（細野） ありがとうございます。

それでは、改めて御指名をさせていただきたいと存じます。これまで埼玉県の彩の国まちづくり懇話会委員等都市計画分野において埼玉県の諸計画策定に御尽力をいただき、またほかの自治体においても都市計画審議会委員を歴任されるなど、全国的にも多大な実績と豊富な経験をお持ちでございます。大東文化大学教授の土井委員様にお願いをしたいと存じますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（細野） ありがとうございます。

異議なしということでお世話をいただきたいと存じます。

それでは、皆様方の御賛同をいただきましたので、埼玉県都市計画審議会の会長は、土井委員さんに決定いたしました。

それでは、新会長と交代いたしますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。

御協力ありがとうございました。

○事務局 細野委員さん、お疲れさまでございました。

それでは、土井委員さん、会長席の方に移動していただきまして、新会長としてのごあいさつを頂戴したいと存じます。よろしく願い申し上げます。

○会長（土井） ただいま御推挙いただきました土井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私、今大東文化大学の、4年前に環境創造学部という新しい学部ができて、そこに勤めております。ふだんは板橋の校舎にいますが、週に一、二回東松山の校舎に通っております。というような毎日を過ごしております。私は、もともと都市計画の勉強を大学でしていたのですが、20代、30代、40代、30年間ぐらい民間のコンサルタントをしておりまして、主に埼玉県のいろいろな都市

計画を勉強させていただきました。私の郷里は大阪なのですけれども、10年間ほど大阪の方の大学に勤めまして、3年前にまた東京に戻ってまいりました。今回初めての委員であるにもかかわらず会長ということを抑せつかりまして、責任も感じますし、緊張もしておりますが、また学識経験者ということで、それほどの内容については自信がないわけですが、委員の皆様方や幹事の皆様方のお力添えを得て、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局 ありがとうございます。

それでは、埼玉県都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、土井会長から会長職務代理者の御指名の方お願いしたいと存じます。

○会長（土井） それでは、会長職務代理者につきまして、私から指名をさせていただきます。

会長職務代理者には、多方面において豊かな経験と実績をお持ちの細野委員さんをお願いしたいと思います。御了承を賜りたいと思います。

〔拍手〕

○会長（土井） ありがとうございます。

○事務局 それでは、細野委員さん、何回も恐縮でございますけれども、職務代理者ということで一言ごあいさつをいただきたいと思います。

○会長職務代理者（細野） ただいま審議会長の土井先生の方から御指名を頂戴した細野でございます。土井先生も新委員ということで、私もなりましてからまだ1年足らず、ちょっと経っていますが、何もわかりませんけれども、皆さん方の御指導と御協力をいただきまして、この大役を果たしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

ありがとうございます。（拍手）

○事務局 ありがとうございます。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定によりまして、土井会長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

土井会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井） 本日は委員の皆様方には大変多忙のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。皆様の御協力をいただき、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

まず初めに、会議録署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。細野委員さん、島田委員さんの2人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本審議会は原則公開での審議となっておりますので、その取り扱いについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 本審議会の公開、非公開の取り扱いについて、改めて御説明させていただきます。

本審議会は、埼玉県都市計画審議会の公開に関する取り扱い要綱に基づき、原則公開となっております。しかし、取り扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができるとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部または全部を非公開とすることができるという規定となっております。

以上でございます。

○議長（土井） ありがとうございます。

ただいま事務局から、埼玉県都市計画審議会の公開及び非公開に関する取り扱いの説明がありました。

私といたしましては非公開にすべきと思う案件はございません。皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、本日は公開で進めさせていただきたいと思えます。

傍聴者がいらっしゃるようですので、入場していただきたいと思えます。

〔傍聴者入場〕

○議長（土井） 議事に入ります前に、ただいま傍聴者として入場された皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読んでいただいて、遵守いただきたいと存じます。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場をしていただきます。

それでは、ただいまより第194回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

お手元に配付しております議第4662号「越谷都市計画流通業務団地の変更について」など14議案について御審議をお願いする予定でございます。

それでは、まず議第4662号「越谷都市計画流通業務団地の変更について」の議案につきまして議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4662号「越谷都市計画流通業務団地の変更について」、御説明いたします。

議案書は5ページから10ページ、図面は11ページ及び13ページでございます。恐れ入りますが、11ページの計画図を御覧ください。前面のスクリーンも併せて御覧ください。越谷流通業務団地は、JR武蔵野線南越谷駅から東に約0.4kmに位置し、区域面積は91haでございます。図面の青斜線で囲

まれた区域が流通業務地区でございまして、黒点線で囲まれた区域が今回の変更箇所である流通業務団地でございます。

越谷流通業務団地は、昭和45年12月に都市計画決定されましたが、都市計画決定から30年以上を経過し、流通業務を取り巻く環境も社会経済状況の変化に伴って様変わりしてまいりました。そこでこのたび権利者の意向を把握し、将来の発展性を考え、都市計画の内容について検討いたしました。その検討内容をもとに、現在、業種指定しております卸売業、倉庫業及び運輸関連施設の街区を統合し、流通業務施設として指定することにより、流通業務団地の機能更新、活性化及び効率化を促進できるよう変更するものでございます。

恐れ入りますが、13ページの参考図を御覧いただきたいと思っております。前面のスクリーンも併せて御覧ください。参考図の上段が変更前で、下段が変更後の施設配置を示しております。具体的な変更内容につきましては、上段の図に茶色で示しております卸売業16.6ha、黄緑色で示してございます倉庫業19.3ha及び薄い黄色で示してございます運輸関連施設5.7haを統合し、下段の図に赤色で示してございます流通業務施設41.6haとして指定するものでございます。なお、併せて建ぺい率の角地緩和について定めるものでございます。

変更内容の詳細につきましては、議案書10ページにございます「 ．変更の内容」に示してございます。

以上、御説明申し上げました議案につきましては、平成17年7月29日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、越谷市から、当議案について賛成の回答をいただいております。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して、御意見、御質問がございましたら、御発言願いたいと思っております。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） 特にないようですので、この「議第4662号」につきまして採決をしたいと思っております。原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで、臨時委員の埼玉県警察本部長様におかれましては、審議案件が終了いたしましたので、ご退席となります。どうもお疲れさまでございました。

〔埼玉県警察本部長（代理人） 退席〕

次に、議第4663号「越谷都市計画用途地域の変更について」の議案につきまして、議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4663号「越谷都市計画用途地域の変更について」、御説明いたします。

議案書は16ページから19ページ、図面は21ページから27ページでございます。

今回の越谷都市計画用途地域の変更につきましては、越谷市越谷流通業務団地地区及び松伏町ゆめみ野四丁目地区の2地区でございます。

まず、越谷市越谷流通業務団地地区につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、21ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲んだ区域が変更区域でございます。先ほど、議第4662号で説明いたしました流通業務団地の一部、面積20.9haでございます。

23ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。この赤枠で囲んだ区域につきましては、越谷流通業務団地の都市計画としてトラックターミナル及び卸売市場を指定しており、駐車スペースなど空間地を確保する観点から建ぺい率を50%に定めてございます。また、この地域の用途地域である準工業地域につきましては、昭和45年に流通業務団地と同時に定めておりますが、当時建築基準法において準工業地域は建ぺい率50%のメニューがなかったことから、60%の建ぺい率を指定したものでございます。本地区では、越谷流通業務団地で定めた50%の建ぺい率で既に整備がなされております。平成14年の建築基準法改正により、準工業地域につきましても建ぺい率50%を定めることが可能となりましたので、越谷流通業務団地との整合を図るため、今回、建ぺい率を50%に変更するものでございます。

続きまして、松伏町ゆめみ野四丁目地区につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、25ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面左下の表が今回の変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲んだ区域が変更区域でございます。松伏町役場から南東に約1.0kmに位置し、面積2.3haでございます。

27ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せてお願いいたします。この赤枠で囲んだ区域につきましては、当初、公共施設用地として小学校を想定していた区域でございます。用途地域を第一種中高層住居専用地域に指定しておりました。しかし、少子化など近年の社会情勢の変化により、小学校建設の必要性がなくなりましたことから、本地区を周辺地区と同様の低層住宅地として土地利用を図るべく用途地域を第一種低層住居専用地域に変更するものでございます。

恐れ入りますが、16ページに戻っていただきたいと存じます。これは越谷都市計画用途地域について、ただいま申し上げました2地区の変更を含んだ変更後の内容を示してございます。右側の17ページは、その新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積及び合計面積に占める面積割合が変更となる箇所でございます。

以上、御説明申し上げました議案につきましては、平成17年7月29日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、越谷市及び松伏町からは、当議案につい

て賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して、御意見、御質問ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 特にないようですので、議第4663号の議案について採決いたします。
原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4664号「さいたま都市計画区域及び岩槻都市計画区域の変更について」及び議第4665号「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第4666号「さいたま都市計画区域区分の変更について」及び議第4667号「さいたま都市計画道路の変更について」の4議案につきまして、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

なお、議第4664号議案につきましては、都市計画法第5条第6項の規定に基づき準用される同条第3項の規定により、審議会の意見を求められたものでございます。

それでは、幹事は議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4664号「さいたま都市計画区域及び岩槻都市計画区域の変更について」から議第4667号「さいたま都市計画道路の変更について」は、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

まず、議第4664号「さいたま都市計画区域及び岩槻都市計画区域の変更について」でございますが、議案書32ページをお願いいたします。都市計画区域を変更する理由でございますが、平成17年4月1日にさいたま市と岩槻市が合併したことにより、これまでそれぞれの行政区域で指定していた都市計画区域を一つに統合し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ろうとするものでございます。

33ページの図面を御覧ください。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと思っております。青い線で囲まれている二つの区域が変更前の都市計画区域でございます。赤い線で囲まれている区域が今回の変更による変更後のさいたま都市計画区域でございます。

続きまして、議第4665号「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を御説明させていただきます。

その前に、新たに御就任いただきました先生もおられますので、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要について改めて簡単に御説明させていただきます。なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、以後マスタープランということと呼ばせていただきたいと思います。

お手元の参考資料1を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せてお願いいたします。この図は、都市計画の体系を示したものでございます。都市計画は、この中ほど、三つほど枠で囲んでありますけれども、区域区分などの土地利用、それから道路などの都市施設並びに土地区画整理事業など市街地開発事業の三つの柱で構成されております。マスタープランは、この図に示されておりますように三つの柱の上位の計画となるものでございまして、個別の都市計画はこのマスタープランに即して定めることになっております。

資料の2ページ目をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンもお願いいたします。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容でございますが、(1)として都市計画の目標、(2)の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、(3)の主要な都市計画の決定の方針、(4)の方針図の4項目で構成された内容になっております。

それでは、議第4665号「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、御説明させていただきます。

議案書36ページをお開きいただきたいと存じます。今回の変更は、先ほど御説明いたしました都市計画区域の変更、統合に伴い変更の必要が生じた都市計画でございます。「1、さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容につきましては、議案書の39ページ以降に掲載してございます。「2の変更の内容」でございますが、従来の「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に「岩槻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のうち、主要な地区や都市施設の方針等を新たに加えたものでございます。

変更理由は、右側、37ページの理由書の中段の変更の必要性に示してございます。

次に、変更内容の主なものを御説明させていただきます。42ページをお開きいただきたいと思っております。下から5行目でございますが、地域ごとの市街地像に岩槻駅及び東岩槻駅周辺の方針を新たに加えてございます。同様に43ページの5行目の中央でございますが、一般国道16号府内・加倉地区や、その下の上野・古ヶ場地区等の方針を新たに記述してございます。

61ページをお開きいただきたいと存じます。3)主要な施設の整備目標の主要な事業を表にしてございます。道路の欄の一番下に都市計画道路3・4・139号岩槻中央通り線を新たに加えてございます。

67ページをお願いいたします。中央から下に市街地整備の目標の主要な事業を表にしてございます。土地区画整理事業の欄の下から3行目ですが、岩槻駅西口地区、江川地区、南平野地区、岩槻南部新加西地区を新たに加えてございます。

69ページをお願いいたします。「主要な緑地の配置の方針」を配置計画ごとに表にしてございます。配置計画で2段目の景観構成システムの配置として、一番下に岩槻城址公園周辺、久伊豆神社周辺地域の方針を新たに加えてございます。

なお、76ページから108ページに参考として新旧対照表を添付してございます。

続きまして、議第4666号「さいたま都市計画区域区分の変更について」、御説明させていただきます。

議案書110ページをお願いいたします。「1. 区域区分」でございますが、今回の変更は都市計画区域の変更に伴うもので、区域区分の線に変更はございません。「2. 人口フレーム」につきましては、さいたま都市計画区域及び岩槻都市計画区域においてそれぞれ定めておりました都市計画区域内人口を足し合わせたものになってございます。

続きまして、議第4667号「さいたま都市計画道路の変更について」、御説明いたします。

議案書121ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せてお願いいたします。変更する路線は、右側の赤字の表で示されております一般国道3路線でございます。それぞれの路線の位置でございますが、図面中央に赤く示された 3・4・3号東大宮バイパス線、図面下方に赤く示された 3・3・54号新浦和越谷線、図面の上方に赤く示された 3・4・139号岩槻中央通り線の3路線となっております。変更の内容は、合併による都市計画区域の変更に伴い旧市境で接続していた路線を統合する、それから都市計画道路の名称を変更する、併せて車線数を決定するというものでございます。なお、今回の変更につきましては、道路の区域や構造等の実質的な変更はございません。

以上、御説明申し上げました議案のうち、軽易な変更である区域区分の変更を除く都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び道路の変更の二つの議案につきまして、本年8月2日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、今説明しました四つの都市計画区域の変更などを含めた4議案に対しまして、さいたま市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいま幹事から説明のありました四つの議案につきまして御質問や御意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） それでは、この四つの議案の採決に入りたいと存じます。

まず、議第4664号の議案につきましては、審議会の意見を求められているというものでありますので、最初にその議第4664号の議案について原案どおり異議なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 異議ないと認めまして、本案は原案のとおり異議なしといたします。

続いて、議第4665号から議第4667号の3議案について一括して採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） どうもありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4668号「飯能都市計画用途地域の変更について」の議案につきまして、議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課） 議第4668号「飯能都市計画用途地域の変更について」、御説明いたします。議案書は124ページから126ページ、図面は127ページ及び129ページでございます。

恐れ入りますが、127ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。図面左下の二つの赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。図面左上にあります西武池袋線飯能駅から南に約0.8kmに位置している前ヶ貫・矢嵐地区の一部、面積0.5haでございます。

129ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。この赤枠で囲んだ緑色の区域につきましては、飯能市浄化センターの区域でありましたが、飯能市が下水道基本計画の見直しを行い、浄化センターの区域を縮小したことにより除かれた区域でございます。この2箇所の区域につきまして、周辺の良い居住環境と一体となった低層住宅地としての土地利用を誘導するため、準工業地域から第一種低層住居専用地域に用途地域を変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書124ページにお戻りください。これは飯能市都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の125ページはその新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積及び面積割合が変更となる箇所でございます。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、平成17年8月5日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、飯能市からは、当議案について賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がありましたら御発言をいただきたいと思っております。特にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） それでは、議第4668号議案について採決をいたします。

議第4668号について原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4669号「草加都市計画道路の変更について」及び議第4670号「越谷都市計画道路の変更について」の2議案につきまして、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4669号「草加都市計画道路の変更」及び議第4670号「越谷都市計画道路の変更」につきましては、関連がございますので、一括して御説明させていただきます。議案書は、131ページから140ページ、図面は141ページから142ページでございます。

本案は、通称「都市軸道路」と呼ばれている広域幹線道路のうち、埼玉県区間の都市計画決定に関するものでございます。

初めに、他県を含めた広域的な説明をさせていただきます。恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。スクリーンの図面で赤い太線で表示しておりますのが、都市軸道路と呼ばれているものでございます。都市軸道路は、今年8月に開業いたしましたつくばエクスプレスと関連し、国、埼玉県、千葉県、茨城県により広域的な位置付けがなされた道路でございます。スクリーンの図面で青い太線で示しております、茨城県つくば市の一般国道354号と埼玉県三郷市の一般国道298号を結ぶ全長約32kmの道路でございます。埼玉県内の道路といたしましては、スクリーンの図面に赤く点滅表示させております、今回新たに都市計画決定を行う の三郷流山線、及び既に都市計画決定されている の三郷吉川線の2路線で構成されてございます。

続きまして、本案につきまして議案書に沿って御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の141ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。併せて前面のスクリーンもお願いいたします。計画図の中央下の表を御覧いただきたいと存じます。表中に から とございますように本案は草加都市計画道路の変更について2路線、越谷都市計画道路の変更について1路線の合計3路線について御審議をいただくものでございます。 から順番に各路線について御説明させていただきます。

まず、 の3・3・77号三郷流山線でございますが、スクリーンの計画図におきましては、中央上部で赤く点滅表示させております延長約4,760m、幅員27m、車線数4車線の道路で、表中の 欄にございますように新たに決定するものでございます。本路線は、県境で千葉県の都市軸道路と接続し、三郷市北端、吉川市南端の地域における東西の骨格となる路線で、3・3・32号三郷吉川線と接続し、一般国道298号へアクセスを図る路線でございます。本路線は、国や近隣県と関連した広域的な課題への対応と併せて、地域の課題となっております流山橋及び周辺道路の慢性的な交通渋滞を緩和し、周辺の将来的な開発等に伴い新たに発生する交通にも対応する、そういう機能を合わせ持つ道路でございます。

恐れ入りますが、議案書の134ページをお開きいただきたいと存じます。上から二つ目の表に3・3・77号三郷流山線の決定後の内容を示してございます。なお、県境で本路線と接続する千葉県の都市軸道路につきましても、本路線と歩調を合わせて、現在、都市計画の手続を進めているところでございます。

次に、 3・3・32号三郷吉川線でございますが、スクリーンの計画図におきまして赤く点滅表

示させております延長2,050m、幅員22m、車線数4車線の道路でございます。表中の欄にございますように本路線は、今回新たに決定する三郷流山線との交差点を設置することに伴い、その部分を一部変更するものでございます。併せて車線数を定めるものでございます。

恐れ入りますが、134ページをお開きいただきたいと存じます。一番上の表に、草加都市計画道路3・3・32号三郷吉川線の変更後の内容を示してございます。

最後に、3・3・4号三郷吉川線でございますが、スクリーンの計画図におきまして赤く点滅表示させております延長4,370m、幅員22m、車線数4車線の道路でございます。表中にございますように本路線は、今回新たに決定する三郷流山線との交差点を設置することに伴い、その部分の一部区域の変更を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の138ページをお開きいただきたいと存じます。こちらの表に、越谷都市計画道路3・3・4号三郷吉川線の変更後の内容を示してございます。

続きまして、今回の3路線の交差部について詳細な説明をさせていただきます。議案書の142ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。併せてスクリーンも御覧いただきたいと存じます。これは3路線が交差する部分の拡大図でございます。交差部につきましては、安全で円滑な交通の確保を図るため、将来の交通量の見通しや交差点における交通の処理について検討を行った結果、3・3・32号三郷吉川線及び3・3・4号三郷吉川線において、右折車線の設置等により拡幅が必要となり、図中で赤く塗られている部分を道路の区域に新たに追加するものでございます。

以上が今回御審議をいただく3路線でございます。本案につきまして、平成17年7月29日から2週間の縦覧に供しましたところ、今回新たに都市計画決定を行う草加都市計画道路3・3・77号三郷流山線に関する意見書が17名の方から17通提出されました。他の2路線に関する意見書の提出はございませんでした。意見書の要旨は「資料」に、意見書の写しは「参考資料2」にまとめてございます。

恐れ入りますが、資料を御覧いただきたいと存じます。提出されました意見書17名、17通の内訳は、反対10名、10通、賛成5名、5通、その他2名、2通となっております。意見書の分類における「その他」とは、賛成にマルが付されているものの、その内容は縦覧した都市計画の案と異なる計画への見直しを条件としていることから、「その他」とさせていただきます。

意見書の要旨とそれに対する県の考え方について御説明いたします。初めに、反対の意見の要旨1から要旨6についてでございますが、要旨1の「住宅団地や学校などの近隣に、4車線の大型産業道路は必要ない。渋滞解消のためであれば、規模の縮小をすべきである。」との御意見でございますが、三郷流山線につきましては、国、茨城県、千葉県、埼玉県及び関係市で広域的な観点から江戸川を横断する位置等のルート、及び車線数を含む構造等について調整を行ってまいりました。埼玉県内のルートにつきましても、広域的な観点から関係機関と調整を図ったルート、及び三郷市、吉川市の総合振興計画や都市計画マスタープラン等との地域のまちづくりとの整合を図るととも

に、既成市街地、事業中の区画整理事業及び団地等を分断せず、既設の公共施設等を回避し、国道298号へ接続するという条件を満足する最適なルートといたしました。車線数につきましては、将来の交通量から定めるよう道路構造令で規定してございますが、将来交通量の推計につきましては、首都圏における交通状況等を把握するために実施された東京都市圏パーソントリップ調査の結果をもとに、将来自動車交通量を推計してございます。計画道路の将来交通量は1日約16,000台から22,000台と予測してございます。構造令の規定に基づき将来交通量に対応する車線数として4車線としたものでございます。なお、県境で接続する千葉県側の都市軸道路につきましても同様の手法で交通量を推計し、4車線で計画されてございます。道路幅員は、構造令で規定する標準的な値を採用し、車道、自転車歩行者道、中央分離帯、路肩、植樹帯等、各部の幅員を合計した標準幅員は27mとしてございます。

要旨2の「仮に渋滞すれば、団地内道路の通過交通が増大することが予想される。」との御意見でございますが、本路線の計画におきましては、スムーズな交通の流れを確保できるよう車線数、道路幅員、交差点の構造等を決定してございます。さらに、この路線から直接みさと団地外周道路へ車の流入を防ぐため、直接出入りすることができない構造といたします。

要旨3の「大気汚染、騒音、振動などの環境悪化が懸念される」との御意見についてでございますが、計画道路周辺の環境への影響につきましては、埼玉県環境影響評価条例に準じた環境調査を実施しております。本路線の供用後の予測結果では、騒音以外の調査項目について人の健康に影響を及ぼさないとされる環境基準値等を下回っております。騒音につきましては、環境基準を上回る一部の区間において遮音壁等を設置することにより、環境基準値以下となる予測結果となっております。

要旨4の「道路計画にともない既設の高圧鉄塔が団地側に近づくことにより、電磁波や風切り音の被害が予想される。」との御意見についてでございますが、広く電磁波と呼ばれているものの中で、高圧送電線による健康被害等で一般的に議論されているのは、「電磁界」であり、高圧送電線による電磁界と健康被害との因果関係につきましては、専門的な調査研究が現在進められている状況でございます。これまでに公表されている関係省等の調査研究結果では、「高圧送電線などの電力設備による電磁界の健康影響の有無を結論づけることはできない。」となっております。なお、地元の方から御要望を受け、東京電力株式会社の協力により測定した既設高圧線鉄塔直下を含む測定結果からも、問題はないと考えております。また、風切り音につきましては、移設の際、できる限り低減するよう東京電力株式会社と調整してまいります。

要旨5の「沿道の住民と十分な合意形成を図るべきである。」との御意見についてでございます。平成15年1月から平成16年11月まで、地元説明会を3回、会場にして延べ16回、地区代表者との懇談会を2回、合計で5回、延べ18回にてルート、構造、環境への影響等、道路計画の主要な事項について説明してまいりました。これらの説明会の後には議事録を配付し、住民の方々と共通の認識

を持つよう努めてまいりましたし、要請に応じまして学校やPTA役員の方々にも別途説明をいたしました。また、説明に対して住民の方々が疑問に思われている事項につきましては、交通量調査等を実施するなどし、十分な御理解をいただけるよう努めてまいりました。平成17年1月から2月にかけて開催した構想案に関する説明会では、三郷市及び吉川市全体を対象とした説明会を3回開催したほか、みさと団地の方々を対象とした説明会を開催するなど、きめ細かい対応に努めてまいりました。構想案につきましては、事前に閲覧に供した上で、平成17年5月26日に公聴会を開催し、住民の方から多様な御意見をいただきました。公聴会後は、いただいた御意見を参考に都市計画の案を作成するとともに、ホームページ上で「意見の要旨」とそれに対する「県の考え方」を公表いたしました。今後、事業を実施する段階におきましても、説明会等を適時開催してまいりたいと考えております。

要旨6の「財政事情が厳しい中、税金の無駄遣いとなるような計画は見直して欲しい。」との御意見についてでございますが、県の財政状況につきましては大変厳しい状況でございますが、道路は県民の日常生活や社会経済活動を支える極めて重要な社会基盤施設でございます。三郷流山線につきましても、国や近隣県と関連した広域的な課題へ対応するとともに、地域的な課題にも対応する機能を併せ持つ重要な道路として位置づけられてございます。

続きまして、賛成の御意見でございます。要旨7及び要旨8について御説明いたします。要旨7の「流山橋及び草加流山線の慢性的な渋滞が緩和される。」、及び要旨8の「地域の発展につながる。」との二つの意見についてでございますが、三郷流山線は広域的な課題への対応とあわせて地域の課題である流山橋及び周辺道路の慢性的な交通渋滞を緩和し、周辺の将来的な開発等に伴い新たに発生する交通への対応も図る、そういう道路であり、地域の発展に寄与するものであると考えております。

続きまして、その他の御意見でございます。要旨9について御説明いたします。要旨9の「『片側1車線の生活道路となるような計画を見直す』という条件つきで賛成。」という意見につきましては、要旨1の説明と重複いたしますが、本路線の車線数につきましては、国、3県、関係市との広域的な調整及び道路構造令の規定等を踏まえ、将来の交通事情に対応するために必要な車線数として片側2車線といたしました。

以上が「意見書の要旨」と、その見解でございます。なお、草加都市計画道路の変更につきましては、三郷市及び吉川市から、埼玉県あてに賛成の回答をいただいております。越谷都市計画道路の変更につきましては、吉川市から埼玉県あて賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

○角委員 角です。質問させていただきたいと思います。聞き損じたところがあるかもしれませんが、重複したら済みません。

最初に、三郷流山線なのですけれども、これが三郷吉川線にぶつかる場所なのですけれども、これは4車線で行って、この三郷吉川線というのは何車線とさっきおっしゃいましたか。

○幹事（都市計画課長） 4車線です

○角委員 三郷吉川線の幅員は何mでしたか。

○幹事（都市計画課長） 22mです。

○角委員 22mにぶつかるということですね。

これが江戸川を越えるわけですよね。この江戸川を越えるこの橋は、橋の建設についてはどこが主体、埼玉県と千葉県との境になるかと思うのですが、この橋についてはどういう建設計画なのでしょう。それらを伺いたいと思います。

それから、意見書が出ていますけれども、その他の意見の要旨9、片側1車線の生活道路となるよう計画を見直してくれれば賛成だという、ここについては、結局、見直しはできないということになりますと、これは反対の意見ということで、反対の件数に数えるということになりますね。それでよろしいのかどうか。ちょっとその点を伺います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 三郷流山線と交差します三郷吉川線は4車線の道路で、幅員は22mです。

それから、江戸川の橋の主体については、これから両県で協議して決めていくということです。

それから、片側1車線の、そういう道路でという意見は、事実上計画案と違う意見ということで、すから、その他というふうに申しあげましたけれども、反対と同じだと思います。

以上です。

○角委員 ありがとうございます。

今、結局は一つは橋の渋滞の緩和という目的もあるのかと思うのですが、実際には橋の建設についてはまだ具体的にはなっていない、決められていないということですね。

○幹事（都市計画課長） 建設の主体とか、そういうことはですね。

○角委員 わかっていない。そうですか。

それと、先ほど公聴会を開かれたということなのですが、公聴会で意見を述べた方、それからその中の反対、賛成の人数の割合もお聞かせ願いたいと思います。

それから、この中で、さっきの説明で団地内道路には、この三郷流山線からは入り込めないようにするとおっしゃっていたのですが、ちょっとその辺を具体的にもう一度説明をお願いしますか。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 公聴会の人数ですけれども、14の方が公述をされました。公述をされました意見の内容については縦覧で出された意見と概ね同じような意見でございます。

○角委員 反対、賛成はわかりますか。

○幹事（都市計画課長） 構想案と同意見の方が4人、構想案と異なる意見の方が9人、それから構想案と一部意見が異なる方が1人、計14人です。

それから、団地内には外周に団地に接する道路がありますけれども、それに交差するような道路計画にはなっておりません。今後もその団地道路をどういう形で取り扱うかについては、直接道路に出るような形では考えておりません。団地の外周道路は、この4車線の道路には接しない、交差しない、そういう構造で現在もなっていますし、これからもそんなふうに考えています。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○角委員 先ほどのですと、公聴会では14人が意見を述べられて、賛成が4人、それ以外はこの計画に対して賛成ではない、反対ということになるのかな。と思いますけれども、反対の意見が多かったということですよね。それから、この意見書の中身を見ましても大変環境問題で心配されているようです。それで、一つは大気汚染、騒音、振動、こういう環境悪化に対する対策なのですが、一つは、先ほど遮音壁を設置するというふうに伺ったのですが、この遮音壁についてはどのような構造を考えていらっしゃるのか伺いたい。

それから、大気汚染については基準値を下回るとおっしゃいましたが、どの程度の、具体的にその基準値とそれから測定値についても伺いたいと思います。

それからもう一つは、先ほどの橋については全くまだ決められていない、具体的にどこが橋をつくるのか。そういう点がまだ考えてないということなのですが、それも問題かなと思うのですが、もう一つは、その先の、これを千葉県に入っていくところの都市計画道路については千葉県側ではどうなっていますでしょうか。その辺の状況を伺いたいと思います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 遮音壁の関係ですが、一部騒音については環境基準を、若干ですけれども、上回っているところはみさと団地のところですが、1m50cm程度の遮音壁を設置すれば環境基準をクリアできると、そういう予測になっております。

それから、大気質の環境基準と予測値ですが、例えば二酸化窒素などは0.06ppmぐらいが限度なのですが、0.04幾つという、予測した6カ所すべてそんな数値になっております。

それから、橋の事業主体については先ほど申し上げたとおりです。

それから、千葉県側の都市計画決定につきましては、埼玉県の都市計画決定と歩調を合わせてやってきておりまして、公聴会、縦覧、市の都市計画審議会等すべて終わっておりまして、来週でしょうか、1週間後県の審議会が開かれると、そんなふうに伺っています。

以上です。

○議長（土井） どうぞ。

○角委員 今の説明ですと、大気汚染についても、測定値におきまして0.04ppmというのはどういう

ふうに測定したのかちょっとわかりませんが、これはどこを基準にして測定されたのでしょうか。

それから、1 m50 c mの遮音壁を設けることによって騒音がクリアするという考え方なのでしょうか。これについては住民の方は納得されているのですか。この1 m50 c mの遮音壁ということで、これは騒音が防止できるということで、これは住民の方は納得されているのでしょうか。環境問題が一番やはり心配なのです。特に大きな団地で、住んでいらっしゃる方も大変多いところです。この団地は高層の団地だとしますと、1 m50 c mぐらいの遮音壁で本当に防げるのかどうかという心配もあります。この団地の高さからいってどうなのかという心配もあります。

それから、いろいろ伺っていて、やはり公聴会でも反対の意見が多い、それから意見書も圧倒的に反対が多いということになりますと、本当に十分慎重に住民の側の方との合意形成をやはり図られるべきだと思うのです。この数字、ちょっとよくわかりかねるのが、高圧鉄塔の問題が出てきています。これは団地側に近づくことになる。道路計画に伴って高圧鉄塔が団地に近づくことによって風切り音の被害が出る。これはどういう構造にあるのでしょうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 先ほど大気の関係、二酸化窒素ですけれども、0.04ppmのそういう予測結果になっているということで、これは二酸化窒素を測定する基本のやり方で行った予測値だというふうに理解しています。

それから、遮音壁については、1 m50 c mの遮音壁を設置しますと数デシベル環境基準値より下がりますので、1、2デシベルオーバーしているのですけれども、それ以下になるということですが、これに関して地元の方たちが了解しているということではありません。予測結果がそうなるというだけです。実際、遮音壁を設置すれば今のような予測結果になるということですが、実際はどのような環境上の対策をとっていくか、遮音壁も含めて、一番適切な対策をとるよう関係者とも協議しながら、環境対策は実施段階でさらに細かく検討させていただくと、そういうことになると思います。

あと、団地は高いので、必ずしも低いところだけが騒音が問題なのではないのではないかというお話ですが、予測もある低いところの予測と高いところの予測と、そういう予測をそれぞれした上で、先ほど申し上げたような数値になっております。

以上です。

○角委員 鉄塔のところは。

○幹事（都市計画課長） 鉄塔は今団地付近に3基あるのですけれども、少しスパンを広げて2基ぐらいになるのですが、団地側に10mぐらい近づくという形になります。道路の、東京方面に向かう車線の上をまたぐ、中央分離帯と横の歩道側の間をまたぐ形で鉄塔をかさ上げする、そういう構造

で考えております。前に図面を出させていただきましたけれども、右側の車道の上に中央分離帯と右側の自歩道の歩道の端、そこに基礎をつくりまして、その上に鉄塔を乗せる、そういうことで考えています。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○角委員 先程、私も伺いましたけれども、この既設の高圧鉄塔を、高くして団地側に寄せて、その中を車が通るといふ、そういう構造になるわけですね。非常にリスクの発生が懸念されるような構造だといふふうに、これを見て感じるのですけれども。それと先ほどの高層の団地の騒音対策としての遮音壁が1.5m、それからこれが千葉県に抜けるところについても、まだ肝心の橋の部分が主体はどこなのかというのが確定していない。非常に不十分な計画としか、今説明を聞いていて感じたわけなのですが、今後これらについて住民の皆さんと、さらに説明をして、十分な合意を得るような、そういう考えはないのかどうか、もう一度さらに伺います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市整備部副部長） 江戸川を渡る橋の関係でございますけれども、今回はこのところに都市軸道路ということで、両県で協議した上でこの位置に決めるという都市計画決定を今しているわけでございます。都市計画決定されますと今後この道路を、川にまたがる橋につきましては、両県が協議をして事業をするということでございます。今後都市計画決定がなされた暁にはそのような、この事業に向けて協議を両県でしてまいります。

以上でございます。

○幹事（都市計画課長） それから、騒音に関する対策につきましては、いずれにしても実施段階で最も適切な環境対策がどうなのか、そういう検討を実施段階で細かくやっていくというのは当然のことだと思っております。

以上です。

○角委員 住民との合意形成は。

○幹事（都市計画課長） 住民との合意形成を目指して、そういう説明会等は十分実施段階でやっていくと。道路をつくる時の基本だと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（土井） ほかに。

はい、どうぞ。

○森泉委員 森泉でございます。

まず、何点かお伺いしたいのだけれども、まず、道路的に、幅員的に今使われている道路なのかどうか。既存の道路であるのかどうかということと、もう一つは、今公聴会といいますか、18回も開いたと。延べどのぐらいの人たちがお集まりいただいたのか。

それと、この沿線の皆さん、把握しているかどうかわからぬけれども、どのくらいの方々がこの

沿線にお住まいされているのか。要するに具体的に言うと基本的には何mぐらいというか、市民の皆さんの、この公聴会でも本当に住まいに影響される方が来ているかどうかということ。それをちゃんと把握しているかどうかということ。

それから、変更の理由を見ると、越谷の三郷吉川線というのは昭和45年に都市計画に決定されるのでしょ。今までずっと拡大されなかったわけだ、決定されて、都市計画道路として。今後この三郷吉川線、これ以前、昭和45年に都市計画が定めたものであるとここに書いてあるわけだ。ということは、昭和45年というと、何年だ、今。30年以上経過しても計画が実施されてなかったと。改めてこれはまた、3・3・77号が都市計画決定されたときに、現実には今の話ではないけれども、来年すぐ建設するような話をしているけれども、そうではないわけでしょう。あくまでも決定して、今後どういうふうに進めていくかという話であって、来年橋はどこがやるのだなんていう話だったけれども、そんなことではなくて、本当にこういう決定したことによってどのぐらいな期間で実施されるのかと。決定されると沿線の人たちは建物もできなくなってしまうのだよね。今県はこの計画決定を見直す時期に来ているということで、もう何十年前に決定されたのを、もう一回見直していいこうではないかという議論がされているときに、果たしてこれが現実路線となしていくかどうかということが、この文章の中に、三郷吉川線は昭和45年都市計画決定されたと、こういうふうに書かれているのだ。これが果たして、この問題とまた新しい3・3・77号が都市計画出たときに、果たして現実論としてあるかどうかということを知りたいわけだ。でないと、今まで35年もたったところまでできていないのに、改めてまたやるということ。それともう一つは、千葉県との交通の利便性というか、こういう話だけれども、千葉県もしっかりとこれは決定されて、何年後にお互いにやりましょうというようなことを合意しないと、決定はしたけれども、現実には先に進まない。埼玉県はやったけれども、橋ができなかったというのでは意味がないわけです、これ。こういう点はいかがなものか、お聞きをしたいと思います。

○議長（土井） はい。

○幹事（都市整備部副部長） それでは、まず道路の関係についてお答えしたいと思います。

まず、この道路が既存の道路かどうかということでございますけれども、一部既存の道路をかぶっている部分もございますけれども、新しい道路でございます。

2点目の三郷吉川線ということでございますけれども、この道路につきましては、もう既に県が事業主体ということでほとんど用地買収も終わっておりまして、鋭意整備を進めているというふうに私ども確認をしております。

なお、橋の話につきましては、先ほど申し上げましたように今後都市計画決定された暁に両県が、ちょうど県をまたがってかかる橋については協議すると、そういう仕組みになっておりますので、今後協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○幹事（都市計画課長） 説明会等の出席の状況ですけれども、最初の都市計画の手續に入る前に3回ほど説明会やりましたけれども、延べ人数で570人ぐらい。それから、その後構想案の段階で三郷、吉川、さらに三郷団地の方に説明したのが220名程度、700名ぐらいの方が実際説明会等に来ていらっしゃる。この説明会に来られている方は関係者ということだと、そういうふうに理解しています。

○森泉委員 今お話がありましたとおり三郷吉川線は県がほぼ買収が済んでいると言うけれども、実質どのぐらいの率で進んでいるのかと、パーセント、割合。

それから、3・3・77号はほとんどこれから買収していこうという話でしょう。ということは、都市計画決定したときに、皆様御承知のとおり今回の県の関係で、今まで決定されたところの実現性がないのは、住民から元に戻してほしいというのは、県も今後検討していくという話になっていますよね。そういうことからすると、この3・3・77号と今の三郷が、割合がどのぐらい県が買収しているのか知らないけれども、進捗と、要するに将来性の展望としてこの4,760mが新しい道路をつくるときに、しっかりとした案を持って、何年ぐらいにやっていくのだというような構想がなければ絵に描いた餅になってしまう。今までも埼玉県の中に計画決定して全然でき上がっていないところがあるのです。そういうところを決定されると、住民は建物を建てたくてもできなくなってしまふ。そういう点からすればしっかりと決定したならば、何年以内ぐらいにはしっかりと買収して、やっぱりやっていきますぐらいな方針がなければ、先何年かかるかわからないのに言われても、それは地元の人からすれば考えます。そういう点ではやっぱり今後の筋道の中では、しっかりとこういうものは県としても決定した以上は、今後こういう考えでやっていきますぐらいの方針は出していただいた方が、私たちも分かりやすいなと。分かりませんなんて言われるのでは、埼玉県は10年以内にやったけれども、千葉県が進んでいなかったら全然利用性がなくなってしまうわけでしょう。そういうことはどうなのかなと思ったのですけれども。出ている範囲で結構です、考え方で教えていただければ。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 先ほど道路の見直しのお話、全県的にはというお話しありましたけれども、道路の見直しは大変古い時代に決定して、時間がたっているのもあるのですけれども、構想や計画がかなりその後変化してきているところもありまして、必要性が薄れたような、あるいは必要性が変化した、そういうところは見直ししていこうと。それで、ここの道路につきましては現段階で、先ほどちょっと御説明しましたけれども、地域課題からいっても、広域的課題からいっても必要性の本当に強い道路というふうに位置づけられていますので、そういう位置づけを前提にして今後の事業の選択と集中を含めて、優先的に整備するところは整備するとか、いろいろ整備の方法などについても検討していくと、そういうことになろうと思います。

左側の道路についても、三郷吉川線ですけれども、外環から次の横に道路ありますけれども、こ

こまでは供用を開始していると思います。

○幹事（都市整備部副部長） 先ほどの三郷吉川線の用地買収率でございますけれども、今私どもの方が把握しているところでは約96%程度進んでいる、そんな状況だと承知しております。なお、今回新たに都市計画決定する道路につきましては、特に吉川の部分で区画整理も進められております。従いまして、そこに一部この道路がかかるというようなこともございまして、都市計画決定されたならば即その部分についての土地の取得等を含めてどうするかも今後協議してまいります。また、さらにその先の操車場の跡地もございまして。ここは今、開発計画も持ち上がってきておりますので、そういった中での協議を今後していくことになると思います。いずれにいたしましても、先ほど課長が申しましたように選択集中という中で、非常に厳しい財政状況の中でございますけれども、今回ここに都市計画決定するということは非常に重要な道路というふうに認識しているわけでございますので、なるべく地元の皆様方に早く使っていただけるような、そんな整備手法を今後検討してまいりたいと思います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○森泉委員 私もこの流山橋は非常に渋滞しておるので、地元ではないのだけれども、非常に渋滞しているのは存じ上げています。そういう点でこの道路ができることによって多くの人たちは確かに利便性を感じると思う。しかしながら、この地元の700名の皆さんの御意見もよくわかる。しかしながら、今回出てきた地元の700名の皆さんの意見を聞くと、ここでいう17名の皆さんが出てきた。そういう点でのほかの意見の、最終的な決意でいいですから、どのぐらいの皆さんがこの方々は、この意見書に出てこなかった方はほぼ賛成という考えでよろしいのかどうか。最初に承りたい。

それと、民主主義ですから、やっぱり地元の議会を初めとする多くの代表者の皆さんが賛成ということですので、そういう点では私どもそれは深く意見を受けとめたいと思っているのですけれども、この700名の皆さんの考え方は最終的にどのぐらいということをお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 700名はいろいろ説明会に来られた方たちの総勢ですけれども、それぞれいろいろ御意見がある方はたくさんおるとお思いますので、いずれにしても地域の理解が得られるように説明会等を適宜十分に行いまして、御理解を得て事業を実施していくと、そういう考えであります。

なお、両市では、先ほど申し上げましたけれども、賛成ということで、それぞれの審議会も、吉川は全員の方が賛成、三郷は一人反対だということを伺っていますけれども、地元の方はそういうことをいただいております。

以上です。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○田中（龍）委員 今の説明なのですが、3・3・32号の方なのですが、こっちだけに対する用地の買収率というのは何%なのですか。

○幹事（都市計画課長） 96%です。

○田中（龍）委員 では、結構です。

○議長（土井） ほかに御質問、御意見はございませんか。

はい、久保田先生、どうぞ。

○久保田委員 ちょっと細かいところで伺いたいののですが、3・3・32と3・3・77の関係を先ほど広域の図で拝見すると、つまり32と77が都市軸道路というのでしたが、そういう名前の位置づけになっていたと思うのです。要するに曲がったその道路が都市軸道路という名前になっていると。3・3・32に今度右折車線をつけるということを承ったのですが、つまり右折ということを考えたときに、都市軸道路としての容量、つまり2車線容量をこの交差点で保ち続けているということを確認されているのでしょうかということ伺いたいのなのですが。

○幹事（都市計画課長） この交差点については議案書の142ページに詳細図が載っていますけれども、3・3・32の拡幅の絡みですけれども、滞留する車線が90m、それからそれに広がっていくテーパ一長というのが、30m、120mぐらいの右折帯ができます。それから、左側の新しい道路からは50mと30m、80mぐらいの右折帯ができます。ここの交差点での交通容量については、信号の現示計算なども想定しながら処理できるという、そういう計算をしております。

○議長（土井） ほかに御質問、御意見はございませんか。

採決に入ってよろしいでしょうか。

先ほどの御質疑の中で、少し心配だという御意見もあったわけですが、どういたしましょうか。

はい、どうぞ。

○荒川委員 先ほどの角さんの質問の中に反対が多いのではないですかとかと、17名のうち、ちょっとこれ答えが誤解を受けるのだけれども、私、決断するのに、要するに先ほど先生がもう質問したので大体わかったのですが、ここははっきりしてもらいたいのなのですが、要するに17名に聞いたり10対幾つなのかというふうにとられると困るので、そうではなくて、大体説明会に、3回やったけれども、もうとにかく何人ぐらい来ているのか。近隣の人がいっぱいいて、この中にもう何十人とか何百人とかそういうところで説明会やって、それでこの意見が出てきたという意味なのでしょう、これは。だから意見書を出さない人は、何回も説明して、こういう心配がいっぱいあるけれども、こういう心配はこういうふうにして払拭していくという説明で、それだったらそのように努力してもらって、まあ何とか協力しようという雰囲気の中の最終的な結論なのだろうと思うのですが、そういうことでちょっと確認したいのです。説明会の後、だめだ、反対だと言って流れてしまうような雰囲気なのか、それともそうではなくて、やっぱり心配は払拭してもらおうようにいろいろ

希望があって、そしてそれをかなえていくのであれば賛成という雰囲気なのか、それをちょっと聞きたいのです。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 今荒川委員さんがおっしゃられたことと同じなのですが、説明会を十分やりまして、意見が出されました、こういう形ですので、いろいろ細かい意見はあるかもしれませんが、基本的には意見を出されてない方々は賛成であると、そういうふうに私どもも理解しています。いずれにしても全体の理解が得られるように努力はしていくと、そういうことです。よろしいでしょうか。

○議長（土井） それでは、よろしいですか。

議第4669号及び議第4670号の2議案について一括して採決を……

はい。

○角委員 一括ではなくて、私は先ほどの質疑を通しまして、公聴会では反対、賛成の意見両方述べられていますけれども、比率からいたしますと、先ほども出ましたように9人ですか、反対であるということからして、やはり反対の意見が多かった。それに対して環境問題での説明者側の対応も不十分ということで、この4669号については反対をいたします。

○議長（土井） 一括して採決というわけではないということですね。

議案が関連しているものですから、一括してというふうに思ったのですが、別々にやりましょうか。

それでは、議第4669号「草加都市計画道路の変更について」、原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

○議長（土井） 反対者1名ということで、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（土井） 15名ですね。

賛成多数により議第4669号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4670号の「越谷都市計画道路の変更について」、反対の方はございませんでしょうか。

〔反対者挙手〕

○議長（土井） それでは、異議がないようですので、議第4670号につきましては原案のとおり決定をしたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、議第4671号「草加都市計画、越谷都市計画、川口都市計画、さいたま都市計画、春日部都市計画、庄和都市計画、幸手都市計画、蓮田都市計画及び上尾都市計画下水道の変更について」及

び議第4672号「川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画、戸田都市計画及び鳩ヶ谷都市計画下水道の変更について」の2議案について、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○幹事（下水道課長） 続きまして、議第4671号「草加都市計画、越谷都市計画、川口都市計画、さいたま都市計画、春日部都市計画、庄和都市計画、幸手都市計画、蓮田都市計画及び上尾都市計画下水道の変更について」を御説明申し上げます。

議案書は145ページから151ページでございます。これは中川流域下水道の変更でございます、今回の変更の内容は、都市計画の名称の変更、2、排水区域の変更、3、下水管渠の位置の名称変更でございます。

まず初めに、都市計画の名称の変更でございますが、議案書146ページを御覧ください。この変更は、さいたま市と岩槻市の合併に伴い都市計画区域が再編され、新たにさいたま都市計画区域となることから、中川流域下水道の都市計画の名称についてもこれに併せた変更を行うものでございます。

次に、2、排水区域の変更でございますが、議案書149ページと151ページの総括図を御覧ください。併せて前面のスクリーンも御覧ください。流域下水道の排水区域につきましては、手続きの合理化や簡素化が進められまして、総括図表示を行う必要がなくなりましたが、さいたま市と川口市につきましては排水区域が二つの流域下水道にまたがることから、従来どおり総括図表示を行ってまいりました。しかし、さいたま市と岩槻市の合併に伴う都市計画の取り扱いを国と協議しましたところ、両市の排水区域の表示につきましては手続きの一層の簡素化を図るため、これまでの総括図表示を改め、参考図表示とすることになりました。このため今回総括図から黄色で囲まれた排水区域の表示を削除するとともに、これにかえて排水区域を表示した参考図を別途添付することとし、併せて接続する下水道の名称を変更するものでございます。

次に、3、下水管渠の位置の名称変更でございますが、議案書147ページの新旧対照表を御覧ください。併せて前面のスクリーンも御覧ください。この変更は、さいたま市の区制施行と岩槻市の合併に伴い管渠の位置の表示を変更するものでございます。

本件につきましては、都市計画の縦覧を平成17年8月2日から2週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市の意見も賛成との回答をいただいております。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議第4672号「川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画、戸田都市計画及び鳩ヶ谷都市計画下水道の変更について」を御説明申し上げます。

議案書は153ページから161ページでございます。これは荒川左岸南部流域下水道の変更でござい

まして、今回の変更の内容は、2、排水区域の変更、3、下水管渠及び4、その他の施設の位置の名称変更でございます。

まず初めに、2、排水区域の変更でございますが、議案書159、161ページを御覧ください。併せて前面のスクリーンも御覧ください。これにつきましては、先ほど御説明した議第4671号と同様の理由により、総括図から黄色で囲まれた排水区域の表示を削除するとともに、これにかえて排水区域を表示した参考図を別途添付することとし、併せて接続する下水道の名称を変更するものでございます。

次に、3、下水管渠及び4、その他の施設の位置の名称でございますが、議案書158、159ページを御覧ください。併せて前面のスクリーンも御覧ください。これにつきましても先ほど説明した議第4671号と同様にさいたま市の区制施行に伴い位置の表示を変更するものでございます。3、下水管渠につきましては御覧のとおりでございます。また、4、その他の施設につきましても御覧のとおりでございます。

本件につきましては、計画書の縦覧を平成17年8月2日から2週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市の意見も賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明について御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） それでは、特に異議がないようですので、議第4671号及び議第4672号の2議案について一括して採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4673号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事は、議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 議第4673号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書は163ページ、図面は165ページから167ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。内容といたしましては、深谷市大字折之口字稜威ヶ原1838番1の土地に、主に事業所から発生する廃プラスチック類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとする

るものでございます。

スクリーンを御覧ください。こちらではお手元の資料よりも広い範囲の地図で敷地の位置を示しております。申請地は、図面の赤く塗りつぶしたところでございます。申請地のすぐ上を走っている鉄道がJR上越新幹線ございまして、図面の上の方に走っている鉄道がJR高崎線でございます。申請地は、最寄り駅となっておりますJR高崎線深谷駅から南西に約3kmのところの位置しております。区域といたしましては、工業専用地域でございます。敷地面積は935.75㎡でございます。申請地は、工業専用地域内に位置しており、周辺には工場等が立地しているなどのことから、私どもといたしましては敷地の位置につきまして都市計画上支障がないものと考えております。

次に、167ページの図面を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。赤い線で囲われている部分が今回の申請地で、緑色で塗られている部分が緑地となっております。また、青色で囲われている部分が建築物ございまして、黄色で塗られている部分が破碎施設となっております。

なお、処理施設の種類といたしましては、処理能力が日量70tの廃プラスチック類の破碎施設で、施設につきましては飛散防止などの環境対策として建て屋内に入れる計画となっております。

本計画につきましては、深谷市に都市計画上の意見を求めたところ、支障ない旨の回答を得ております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」を所管する環境部からも廃掃法上支障ない旨の回答を得ているところでございます。

この敷地の位置について都市計画上支障がないか、御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） 特に御異議がないようですので、議第4673号について採決をいたします。

議第4673号につきまして、都市計画上支障がないと認めるということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、本案は都市計画上支障がないということと認めることにいたしたいと思っております。

それでは、続きまして議第4674号「入間都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 議第4674号「入間都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。議案書は169ページ、図面は171ページから173ページでございます。

本件は、建築基準法51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に關す

るものでございます。内容といたしましては、入間都市計画事業狭山台地区画整理事業16街区6、7、8、9 1画地の土地に建設現場から発生する廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの焼却処理を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。

171ページの図面を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。申請地は、図面左の赤く塗りつぶしたところでございます。図面の右の方を走っている鉄道が西武池袋線でございます、最寄り駅となっております武蔵藤沢駅から西に約5kmのところに位置しております。また、図面の左から右上に紫色で示してあるのが首都圏中央連絡道路でございます、入間インターチェンジから西へ約2kmのところに位置しております。区域といたしましては、工業専用地域でございます、敷地面積は1,695㎡でございます。申請地は、工業専用地域内に位置しており、周辺には工場等が立地しているなどのことから、私どもといたしましては、敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。

次に、173ページの図面を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。赤い線で囲われている部分が今回の申請地で、緑色で塗られている部分が緑地となっております。また、青色で囲われている部分が建築物でございます、黄色で塗られている部分が焼却施設となっております。青色の建物と緑色の緑地が重なっている部分は、平家の建物の屋根の上を緑化するものでございます。なお、焼却処理の種類といたしましては、処理能力がそれぞれ日量、廃プラスチック類では13.76t、紙くずでは31.84t、木くずでは31.84t、繊維くずでは28.16t、ゴムくずでは12.16tの焼却施設でございます。

本計画につきましては、入間市に都市計画上の意見を求めたところ、周辺住民や周辺環境に配慮した施設とするよう要望されておりましたが、その後入間市と事業者及び地元で組織します狭山台地区産業廃棄物対策小委員会と事業者との間で、それぞれ生活環境の保全に関する協定書及び合意書が締結されております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃掃法を所管する県環境部からは、廃掃法上支障ない旨の回答を得ているところでございます。なお、土地区画整理事業につきましては、仮換地指定が既に終了し、土地区画整理法に基づきます建築行為の許可も取得していることから、支障がないものと考えております。

この敷地の位置について都市計画上支障がないか御審議くださるようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4674号の議案について採決いたします。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

次に、議第4675号「所沢都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

本案件は、先の議第4673号、議第4674号同様建築基準法第51条ただし書きにより、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置が、都市計画上支障がないかについて、許可権者である特定行政庁が都道府県都市計画審議会に諮る案件であります。先の2件につきましては、特定行政庁が埼玉県でございましたが、本案件の特定行政庁は所沢市でございますので、所沢市から説明をさせていただきます。

それでは、お願いいたします。どうぞ。

○幹事（所沢市建築指導課長） 所沢市の建築指導課長でございます。議第4675号「所沢都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。議案書は175ページです。図面は177ページから179ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。内容といたしましては、所沢市林一丁目306番7の敷地において、家電メーカー等から排出される廃プラスチック類の破碎処理を既存の破碎施設にて行うものであり、処理能力といたしましては1日当たり25.36tでございます。申請者は、現在既存の破碎施設にて金属くずの破碎処理を行っておりますが、これにつきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」でございますが、これに規定する産業廃棄物処理施設には該当しないため、建築基準法第51条の対象とはなっておりません。今回の計画は、この既存の破碎施設における処理品目に廃プラスチック類とガラスくず及び陶磁器くずを追加するものですが、1日当たりの処理能力が5tを超える廃プラスチック類の破碎施設につきましては、産業廃棄物処理施設に該当することとなるため建築基準法第51条ただし書きによる許可が必要となるものでございます。

177ページの図面を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。申請地は、図面左側の赤く塗ったところでございまして、人間市境にほど近い市の北西部に位置しております。図面の右上を走っている鉄道が西武池袋線でございます。最寄りの駅となっております狭山ヶ丘駅から西に約2.8kmのところに位置しております。敷地面積は5,198.69㎡でございます。周辺には工場が立地しているほか、市のごみ焼却施設がございます。区域といたしましては、市街化調整区域でございます。申請地は所沢三ヶ島工業団地内に位置しております。この工業団地は所沢市のまちづくり方針に基づき市街化区域内における住工混在の解消を目的といたしまして、環境事業団、現在の独立行政法人環境再生保全機構ですが、こちらにより整備が行われたものです。工業団地として適正な土地利用と良好な操業環境の形成維持を図るため、地区計画が定められております。また、工業団地の操業開始に伴いまして団地組合と地元自治会とで公害防止協定が締結されております。今回

の計画につきましては、近隣住民や地元自治会の了承が得られております。

次に、179ページの図面を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。赤い線で囲われている部分が今回の申請敷地で、黄緑色で塗られている部分は緑地となっております。なお、敷地境界線の外側にあります緑地につきましては、工業団地の造成に伴い緩衝緑地帯として整備されたものでございますが、今回の申請者が維持管理を行っておりますことから、緑地として記載させていただきました。また、青色で囲われていますのは既存建築物で、工場や倉庫でございます。黄色で塗られているのが破碎施設ですが、騒音や飛散防止などの環境対策として破碎機本体は屋内に設置されております。

本計画につきまして所沢市議会に諮問いたしましたところ、申請者の環境に配慮する施設について評価をいただくとともに、さらなる環境の保全と改善に努められたいとの意見をいただいております。また、廃掃法を所管しております県環境部からも支障ない旨の回答をいただいているところでございます。

この敷地の位置について都市計画上支障がないか御審議くださるよう申し上げます。以上で説明を終了させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして御意見、御質問はございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4675号の議案について採決いたします。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして、本日の審議は終了いたしました。御決定いただきました審議事項につきましては、私から知事に速やかに答申いたしますので、御了承をお願いいたします。

次に、幹事から用途地域指定の基本方針、指定基準の見直しについて報告をいたしたいとのことでございますので、これを許します。

幹事は報告願います。

○幹事（都市計画課長） お疲れのところ申しわけありませんが、お手元に説明資料という形で2枚ほど用意させていただきました。細かくは説明いたしません、基本的なことだけ御説明させていただきます。

「用途地域指定の基本方針・指定基準」の見直しの考え方について」という説明資料 ですけども、用途地域の見直しの基本方針とか指定基準というのが、埼玉県にあるわけですけども、その一部をここに書いてあるような視点で見直しを行ったということでございます。1の見直しの

「目的及び検討の方向性」ですが、「見直しの目的」は、建築基準法等の改正でいろいろなメニューが用意できるようになったということと、社会経済情勢が変化してきていますので、そういうのに適応できるような、そういう形でメニューの拡充を行ったということです。（２）の「検討の方向性」ですが、一応このメニューを広げたその趣旨、こういう趣旨からこういうメニューを広げましたという、そういう検討の方向性ですが、として環境負荷の小さい循環型都市を目指すためコンパクトな土地の実現が求められていると。その実現のためには都市の拠点地区等への都市機能の集積を行うとともに、ゆとりある環境にやさしい、そういう市街地像をつくっていくための対応が必要であると。こういう点からメニューを少し増やしていると。２番目は、安全・安心なまちづくりの推進と、こういう観点から防火地域や準防火地域を進んで指定するようにという、そういう基準の見直しを行っている。３番目は、地区計画の話ですけれども、地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりが推進できるように。そういう検討の方向性で見直しをしております。

２の「見直しの内容」は、ここに、というふうに書かれていますけれども、具体的にはこんなメニューを増やしたということで、もう一つのページの方に、これもちょっと説明は省略させていただきたいと思うのですが、凡例とかそういうのが載っておりますので、見ていただいて、また必要な御説明に上がりたいと思います。いずれにしてもこの（１）、（２）、（３）、「コンパクトな都市の実現」、「安全・安心なまちづくりの推進」、「地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりの実現」を図るということで、用途地域の基本方針と指定基準の見直しをすることにしております。

以上でございます。

○議長（土井） 御苦労さまでした。

ただいまの御報告につきまして何か御質問や御意見はございませんでしょうか。特にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） 特にないようでございますので、それでは以上をもちまして本日の審議はすべて終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って退席していただきたいと思っております。御協力大変ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 本日は、本当に委員の皆様におかれましては熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会は閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

午後３時４０分 閉 会